

# 公益社団法人 日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟 (JBLSF)

## 国際ライセンス申請規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟（以下「連盟」という）が申請して国際連盟が承認する、国際連盟認定そり競技コースの滑走に必要な国際ライセンスの申請に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

### (申請条件)

第2条 連盟は、以下の(1)もしくは(2)に記載する条件を満たす道府県連盟登録者の申請に基づき、国際ライセンス発行の手続きを行う。

- (1) 国際連盟認定コースの滑走を伴う連盟事業に参加する選手とコーチ及びスタッフ
- (2) 以下の条件を満たす道府県連盟登録選手
  - ① 海外コース滑走練習計画書の提出すること
  - ② 滑走事故に対応した海外旅行保険へ加入すること
  - ③ 滑走事故発生時に連盟への報告と現地医療機関での対応をする者を同行させること
  - ④ 上記3つの条件を満たすと強化部が認め、連盟強化部部長が推薦状を発行した者

### (発行手続き)

第3条 第2条(1)対象者の場合、ボブスレーとスケルトンは強化部が国際連盟(IBSF)に申請、リュージュは強化部が連盟事務局に申請し、連盟事務局がライセンスの登録及び有効化手続きを行う。(2)の場合は、当該選手が所定の申請用紙に必要書類①と②保険証コピー及び同行者の誓約書を添付して所属道府県連盟経由で連盟事務局に申請し、(1)と同様の手続きを行う。

### 附則

- 1 この規程は、2016年(平成28年)10月20日から施行する。
- 2 2022(令和4)年10月4日改訂